

第5章 復旧・復興対策

- 阪神・淡路大震災は、戦後最大の大都市直下型の地震であり、大都市地域における震災対策を一層推進する必要があることを再認識した災害でもありました。
- 大規模な都市型地震災害は、県民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。大震災後の県民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、県民、地域コミュニティやNPO、県や市町村などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。
- また、東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震やそれに伴う大津波で甚大な被害が発生し、被災地が広範囲に及んでいるほか、戦後最大の人的被害が生じ、まさに未曾有の大災害となりました。
- 東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、県民全体が相互扶助と連携のもとでそれぞれの役割を担っていくことが不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要です。
- そこで本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、震災後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。
なお、詳細な手順、手法等については、神奈川県震災復興対策マニュアルにおいて定めています。
- 震災復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、震災復興にも関係する対策については、連携して進めます。
- また、復興対策の実施に当たっては、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織において、女性及び障害者、高齢者等の要配慮者の参画の促進に努めます。
- 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

第1節 復興体制の整備

大震災後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

県及び市町村は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置します。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当局において、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各局の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になります。したがって、被災職員による減員もある中、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、それでもなお不足を補いきれない場合には、臨時職員等の雇用を行います。

また、復旧・復興に取り組む市町村への人的支援も県の重要な役割です。県職員の派遣のほか、県外自治体への応援要請などにより、人的支援に努めます。

(1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、被災市区町村応援職員確保システム、九都県市災害時相互応援に関する協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっせんの要請を行い、職員を受入れます。

また、県及び市町村は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県は、「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して県又は市町村が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受入れます。

(3) 情報提供と県民相談の実施

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

資 料

5-1-(1) 大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書

5-2-(2) 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援、地域経済復興など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

1 復興に関する調査

本計画第4章の「災害時の応急活動対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

(1) 被害状況調査

県は、災害情報管理システムなどを通じて、市町村から被害情報等を収集し、また、防災関係機関等からの情報収集にも努め、被害状況等を取りまとめます。

市町村は、建築物、都市基盤施設等の被害概要について、調査を実施し、結果を県に報告します。

(2) 法制度の適用に関する調査

県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について検討の上、決定します。

また、公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設などに関して、災害復旧事業に関する調査を実施し、財政的な援助につなげます。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

ア 市町村は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体に対して、応援職員の派遣を要請します。

イ 市町村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成し、県に報告します。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、応急仮設住宅必要戸数、恒久的な住宅の必要量、その他必要となる住宅対策等について把握します。

ウ 市町村は、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

なお、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

エ 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

(4) 生活再建支援に関する調査

ア 離職者に関する調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

イ その他生活再建に関する調査

県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、

社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援に関する調査

県及び市町村は、被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市町村は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行います。

県は、市町村と商工団体が共同で作成した事業継続力強化支援計画等に基づき収集した中小企業の被害状況について、速やかに把握します。

イ 地域経済影響調査

市町村は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

県及び市町村は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定②分野別復興計画の策定③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

(1) 復興計画策定体制

復興計画は、庁内各局の復興事業（分野別復興計画）を束ねるものであり、庁内各局との連携のもとで実施する必要があります。復興推進局と総合計画を所管する政策局を中心に、策定のための庁内組織を整えます。また、専門家の知見を活かすための専門委員会、市町村の復興計画との整合を図るための連絡協議会などを活用します。

(2) 復興の基本方針の策定

復興の基本方針では、復興理念（スローガン）の設定、復興の基本目標等を設定します。

平成25年に制定された大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）により、都道府県が、政府の復興基本方針に即して都道府県復興方針を作成できるとされ、県の基本方針が法定化されました。同法により、市町村の復興計画は、都道府県復興方針に則して策定されるものとされており、県はなるべく早期に基本方針を定め、公表する必要があります。

(3) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業復興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図ります。

(4) 復興計画の策定

復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成します。復興計画案について、県民、市町村、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。

復興計画策定に当たっては、県の総合計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

また、策定に当たっては、市町村や関係機関、県民等の意見の反映に努めます。その際、県外に避難している被災者の意見把握にも留意する必要があります。

復興計画の項目例は、次のとおりです。

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年
- ⑤ 復興計画の対象地域
- ⑥ 分野別の復興施策の体系
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

【参考：復興計画の位置づけ】

復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年3月）

(5) 復興計画策定のプロセス

- ア 復興計画の策定に当たっては、震災復興専門委員会（仮称）の意見聴取等を踏まえ、関係局において案を作成します。
- イ 復興計画に県民の意見を反映するとともに、市町村や関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画、市町村の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。
- ウ 震災復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

(6) 復興計画の公表

県民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、県・市町村広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置、復興交付金など、十分な支援を国へ要望していきます。

4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

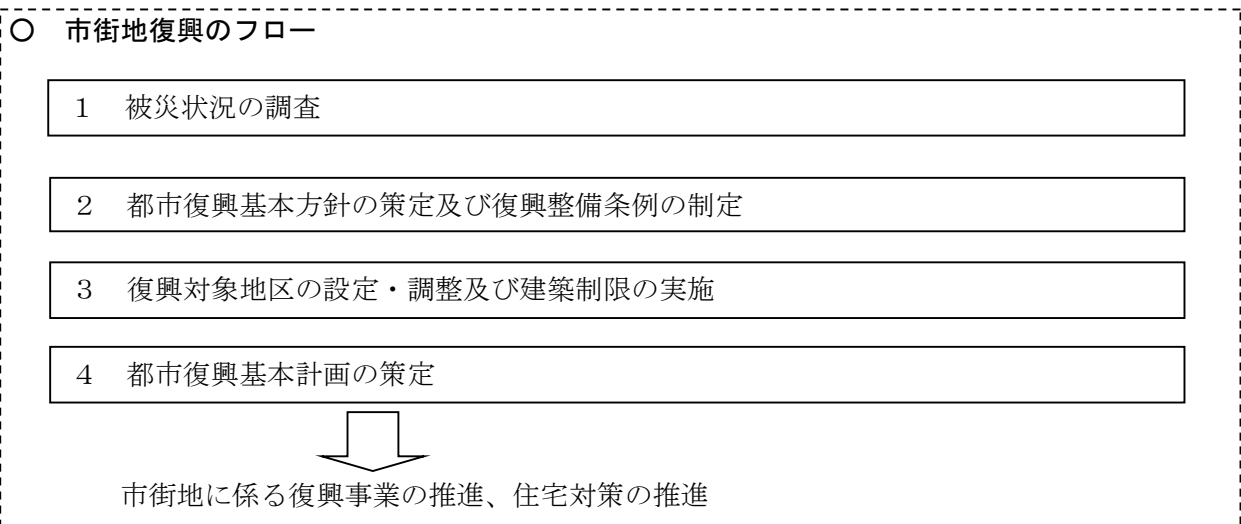
市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討します。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

なお、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行います。

○ 市街地復興のフロー



(1) 都市復興基本方針の策定

県及び市町村は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 復興整備条例の制定

市町村は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定します。条例には、市町村・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、県及び市町村は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

県及び市町村は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

県及び市町村は、県民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

市町村は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

県及び市町村は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応

急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県及び市町村は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。このことにより、県及び市町村は恒久住宅への円滑な移行を進めます。

(8) 復旧・復興の基本方針を早期に決定するための支援

県は、被災市町村が、被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等県民の意見を踏まえて、迅速な原状復旧かあるいは災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進めます。

さらに、国や他の自治体による人的支援の調整を行います。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

なお、復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は都道府県が代行できることが明記されました。

(1) 被災施設の復旧等

ア 県は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、県管理の公共施設の復旧や被災市町村に対する人的、物的な支援を進めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

ア 道路施設

県及び市町村は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

県及び市町村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備します。

ウ 港湾・漁港施設

県は、港湾施設については、各港湾管理者と協力しながら被災状況を把握し、必要に応じて復興への支援を行います。各港湾管理者は、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化や中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討して基本方針を決定し、復旧工事を実施します。また、漁港施設についても同様の検討を行います。

エ ライフライン施設

県及び市町村は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

オ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

県及び市町村は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

カ 災害廃棄物等

大規模地震により災害廃棄物が発生しますが、特に、津波被害が生じた場合は、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、関係機関が緊密に連携し、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、円滑かつ迅速に処理を進める必要があります。

(ア) 災害廃棄物処理実行計画の策定

県及び市町村は、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国の災害廃棄物処理指針等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

また、県は、市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成について支援を行います。

(イ) 災害廃棄物の処理

可能な限り分別・選別・再生利用等により減量化を図りながら適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

(ウ) 支援要請

市町村は、処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村から支援要請があった場合、支援可能な市町村や民間事業者団体、他都道府県等に支援を要請します。

(エ) 損壊家屋等の解体・撤去

市町村は、アスベスト調査を実施の上、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去します。

県は、市町村からの支援要請に基づき、建物の解体・撤去等に関する協定を締結している民間事業者団体等に支援を要請します。

(オ) 仮設処理施設の設置

市町村は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて仮設処理施設を設置し、適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

県は、仮設処理施設の設置や管理・運営について情報提供、技術的支援を行います。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、県民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要があります。

また、市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める必要があります。

(1) 被災者の経済的再建支援

県及び市町村は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、市区町村は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けている被災者生活再建支援法人は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。なお、令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設しました。

○ 被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額（世帯人数が1人の場合は、3/4の額）の合計額になります。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(2)アに該当)	解体 (2(2)イに該当)	長期避難 (2(2)ウに該当)	大規模半壊 (2(2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支給金の支給申請

(1) 申請窓口

市区町村

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(3) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

5 支援金の支給に係る事務手続き

(1) 市区町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。

(2) 県は、発生した災害が同施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市区町村からの報告を取りまとめるうえ、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。

(3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行います。

イ 災害援護資金

市町村は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。

ウ 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

エ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。

オ 義援物資の受入れ及び配分

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資

の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行います。

カ 義援金の受入れ及び配分

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

キ 生活保護

県及び市町村は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

ク 税の減免等

県及び市町村は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

ケ 社会保険関連

市町村は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(2) 雇用対策

ア 雇用状況の把握

県は、事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、神奈川労働局等の国の機関と連携を図り、雇用状況の把握に努めます。

イ 雇用の維持

県は、離職者をできるだけ発生させないため、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について国に対して要請します。

ウ 離職者の再就職等の支援

県は、離職者が早期に再就職できるよう、雇用保険制度の適切な活用促進に向けた対応のほか、国の機関や経済・労働関係団体等の協力を得ながら、地域における求人情報等の収集・提供、各種公的支援制度の活用を図ります。また、復興過程で創出される求人の開拓に努めます。

エ 新たな支援制度の検討等

県は、雇用の維持、離職者の生活支援、離職者の再就職支援のために法制度等の活用促進を図るとともに、必要性が認められる場合、速やかに制度の検討・創設を行います。

また、既存の法制度では対応できない場合には、速やかに状況の調査・検討を行い、国に対して要請します。

(3) 精神的支援

ア 相談窓口の設置及び保健医療活動の実施

県及び市町村は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対し、保健師、精神保健福祉士等が電話等に対応する相談窓口等を設けます。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。

イ 被災者の精神保健支援のための拠点の設置

県及び市町村は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための拠点を設置して地域に根

ざした精神保健活動を行います。

ウ 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、NPO・ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

エ 被災児童・生徒等のこころのケア事業

県及び市町村は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(4) 要配慮者等対策

ア 要配慮者等への支援の実施

県及び市町村は、高齢者、障害者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

県及び市町村は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、災害時通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明書、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。

県は、(公財) かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターを設置し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

(5) 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市町村の仮設診療所への支援を行います。また、県及び(地独) 神奈川県立病院機構は、県立病院の機能回復を早期に行います。

(6) 社会福祉施設等

県及び市町村は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

(7) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

県及び市町村は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

県及び市町村は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(8) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

県及び市町村は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童・生徒等への支援

県及び市町村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入学者選抜等には、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受検の措置など、受検者間に不公平が生じないように、書類締切の延長や入学検定料納入の猶予、検査日程・会場の変更等を行います。

(9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

(11) ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

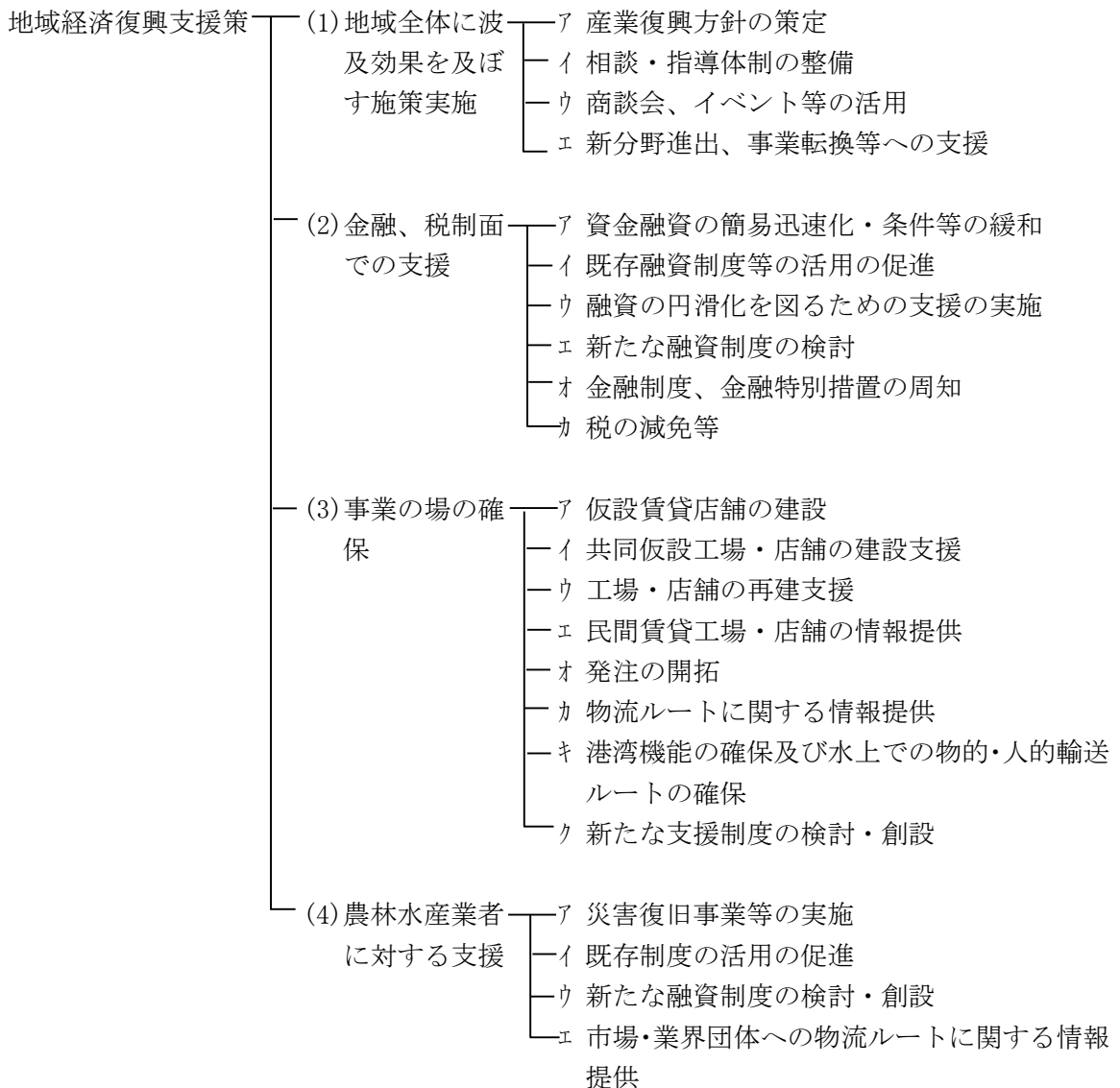
こうしたことから、県は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

○ 地域経済の復興支援施策の体系



(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 産業復興方針の策定

県は、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、市町村・関係団体等と協力して、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

イ 相談・指導体制の整備

県及び市町村は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

ウ 商談会、イベント等の活用

県は、被災により沈滞化した産業全体の復興の機運を盛り上げるため、販路拡大や消費者の誘致を目的とした商談会等を実施します。

また、県及び市町村は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致をめざします。

エ 新分野進出、事業転換等への支援

県は、成長分野の起業を促すとともに、既存産業の高度化を促進するため、事業者の新分野進出、事業転換等の動きを積極的に支援します。また、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、地域ニーズにあった創業に関する情報提供や相談・指導を行います。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、県及び市町村は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

イ 既存融資制度等の活用の促進

県及び市町村は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施

被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されます。県及び市町村は、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

また、県は、資金需要の増加に伴う保証需要と信用保証協会の基本財産の現状を勘案して、基本財産の造成の必要性を検討します。基本財産の造成を行う場合は、市町村や金融機関に対し、基本財産の造成支援のための出捐を要請するとともに、市町村や金融機関との協議結果を踏まえ、財政措置を講じます。

エ 新たな融資制度の検討

県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討します。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

県及び市町村は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、(公財)神奈川産業振興センター等と連携を図りながら、相談に応じます。

カ 税の減免等

県及び市町村は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

県及び市町村は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び市町村は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集約化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

県及び市町村は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財) 神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び市町村は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、県ホームページ等を活用して情報提供を行います。

オ 発注の開拓

県及び市町村は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所(特に中小企業)の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

カ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

キ 港湾機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

県及び市は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請します。また、県及び市町村は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上や河川を利用した輸送ルートについても活用します。

ク 新たな支援制度の検討・創設

県は、被害状況、資金需要予測、事業者等の意見を踏まえ、支援制度の拡充、創設等の必要性と可能性について検討します。

新たな支援制度を実施する場合、取扱機関や相談窓口等に対して制度の内容等について周知するとともに、マスコミ等を活用して事業者等に広報します。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

県及び市町村は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとします。

イ 既存制度活用の促進

県及び市町村は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

ウ 新たな融資制度の検討・創設

県は、被害状況や農林水産業者等の意見を踏まえ、利子補給制度など新たな支援制度の拡充、創設等の必要性と可能性について検討します。

エ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

資 料

- 5-2-(1) 災害時における住宅の早期再建に向けた協力に関する協定書
- 5-2-(2) 災害時における住宅再建に係る相談業務等に関する協定書
- 5-2-(3) 神奈川県災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定書

- 5-2-(4) 神奈川県災害多言語支援センター設置運営に関する要領
- 5-2-(5) 神奈川県災害多言語支援センター運営マニュアル